

議案第二十四号

三朝町職員の定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 町長の事務部局の職員 九五人
- 二 議会の事務部局の職員 二人
- 三 農業委員会の事務部局の職員 二人
- 四 教育委員会の事務部局の職員 二四人
- 五 公営企業の職員 三一人
- イ 水道事業の職員 六人
- ロ 国民宿舎事業の職員 二五人

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。